

万葉歌における「みどり子」訓再考

菊 本 麗

一、問題の所在

歌語「みどり子」は『万葉集』から詠まれ、二十卷揃う現存最古の伝本である西本願寺本では、「若児」(二二〇)、「若子」(四五八、四六七)、「緑児」(二二三、四八一、二九二五)、「緑子」(三七九一)、「小児」(二九四二)、「弥騰里児」(四二二二)という六通りの表記、計九例に「ミトリコ」と傍訓を附している。

現代の研究でも、伊藤延子氏が「集中のミドリコの用例は、当該歌二二〇、二二三番歌も含め九首¹⁾とし、澤田早代氏が「萬葉集中に「緑」を詠じている歌として、十一例の存在を認めることができる。しかしその十一例のうち九例までが「みどりこ」の用例である²⁾と述べるように、西本願寺本の用例数に依拠して、『万葉集』の中に「みどり子」は九例あると認められている。例外として、西丸妙子氏は、

『檜垣嬭集』四番歌、

かたらひし人のうせにしが、をさなきこをあまたうみおきて、二三ねんばかりになりたる、そのちちちかきほどなれば、ひきつれて、あはれなるものがたりしいでて、うちなきしに

みどりこのかみかきなでて見るごにまつのははなほこひし
かるらむ³⁾

に詠まれる「みどり子」に対する語釈で、

大宝令では三歳までをいうが、一般には幼児を指す。『万葉集』では八首にみどりこが出ているが、そのうち四首は母亡き後の子のことや、母を恋う子の歌である。その後の勅撰集ではわずか三首にしか用いられておらず、歌語としてはむしろ古い語感を持つものであり、しかもその母の死と関連付けて『万葉』で詠まれることが多いことからして、作者はそのような知識もあつたであろう³⁾。

と述べている。『万葉集』中に「みどり子」が「八首」出るとする説は他になく、西丸氏がいずれの伝本をもとに「八首」としたのかは不明である。また、『歌ことば歌枕大辞典』に、

嬰兒【みどりこ】語『万葉集』には、「みどり子のためこそ乳母は求むといへ乳飲めや君が乳母求むらむ」（巻十二・二九二五・二九三七・作者未詳）ほか八例、枕詞が一例を見るが、時代が下るにつれ、使用頻度は少なくなる。（後略）（今関敏子）

とあるように、『万葉集』の「みどり子」のうち一例は枕詞とされる。辞典類にもその見解は見られ、『時代別国語大辞典 上代編』では、
みどりこ|の 枕詞。緑児は、這いまわり、幼いものであるところから、這ヒタモトホル・ヲサナシにかかる。「若子乃はひたもとほり朝夕にねのみぞ吾が泣く君無しにして」（万四五八）
「嬰兒みどりこ 孩ワサナき語コトに」（統後紀嘉祥二年）⁽⁶⁾

『角川古語大辞典』では、

みどりこの【嬰兒の】枕詞。「這ふ」にかかる。「若子乃みどりこの」
這ひたもとほり朝宵にねのみぞ我が泣く君なしにして」（万葉・四五八）⁽⁷⁾

『日本国語大辞典（第二版）』では、

みどりこ一の【緑児一・嬰兒一】枕 幼児は、はいまわるものであるところから「はいたもとおる」に掛かる。*万葉（8c

後）三・四五八「若子みどりこ」はひたもとほり朝宵にねのみぞ我が泣く君無しにして（余明軍）⁽⁸⁾補注「統日本後紀—嘉祥二年三月庚辰」の「嬰兒みどりこ」の「咳語」の「咳語」を「孩（をさなき）語（こと）」とする説によれば「嬰兒みどりこ」は「おさなし」に掛かる枕詞となる。⁽⁹⁾
とあり、いずれも「みどりこ」という上代の枕詞として立項している。また、すべて「若子」という原文表記の、四五八番歌を用例として挙げている。

しかし、周知のように、鎌倉期には、仙覚によって『万葉集』の校訂・改訂が行われ、辞典類で枕詞の用例としてあげられた四五八番、同じ巻三に収められる四六七番の「若子」という原文表記の訓は「ミトリコ」と改められた。つまり、仙覚校訂以前の『万葉集』では、「みどり子」は九例ではなかったのではないかと考えられる。以下、現在九例とされる万葉歌のうち、仙覚の改訂と改訂以前の訓を確認し、「みどり子」の用例数を九例とすることは是非を問い直してみたい。

二、『万葉集』「みどり子」訓と仙覚の改訂

現存する『万葉集』の伝本のうち、平安期に写されたとされる『万葉集』は、

【平安中期】桂本、藍紙本、元暦校本

【平安後期】金沢本、天治本

【平安末期】尼崎本、類聚古集

の七本であり、すべて平仮名別提訓本である。鎌倉期写とされる『万葉集』は、

【鎌倉初期】嘉暦伝承本、古葉略類聚鈔

【鎌倉中期】伝壬生隆祐筆本、春日本

【鎌倉後期】西本願寺本

【鎌倉末期】紀州本、前十帖（後十帖は室町末期写）

の六本である。本稿では、この伝本の中で、該当歌を収める古写本の表記と訓を参照し、先に挙げた『万葉集』中の六通り九例の「みどり子」の原文表記と訓を確認していきたい。⁹⁾

まず、『万葉集』中に一字一音の借音表記で表される「弥騰里兒」（四一二二）、大宝の戸籍や『続日本紀』天平宝字七年（七六三）十月の記事にもある「緑兒」（二二三、四八一、二九二五）の例は「みどり子」を意味していると見てよい。

次に「緑子」（三七九一）という表記に目を向けたい。そもそも、現存する平安期書写本においては、三七九一番歌の本文は「緑子」ではない。

【平安期書写本】

昔有老翁号曰竹取翁也此翁季春之月／…

緑之若子蚊見庭垂乳為母所懷襁褓平生之蚊見／…

竹取翁^ノ 哥十二首

十六 緑^ノ之若子蚊見庭・垂乳・爲母所懷・襁褓・平／…

（十六・三七九一・類聚古集第十七・人倫・雜古人）

【鎌倉期書写本】

昔有老翁^一 号曰竹取翁^一 也此翁季春之月^一 登丘^一

遠ク望ム／…

● 緑^{ミドリ}子^コ・若子蚊見庭^{ワカシロカミミ}・垂乳^{タラチシノ}為^ハ・母所懷^{ハニヤケ}・襁褓^{タマアスキ}・平生之^{ハハフコ}

六条本此字 蚊^カ／…

（巻十六・三七九一・西本願寺本）

右に引用した尼崎本では「緑之」となっていることがわかる。尼崎本巻十六は、現存する『万葉集』巻十六のうち最古であり、安易に脱落とは考えられない。『類聚古集』の本文は「緑之」とあり、これは「緑之」の誤写と考える。現存する平安期書写本『万葉集』の本文に「緑子」という表記が見られないことから、右の歌の初句は本来「みどり子」を意味してはいなかったのではないかと考える。むしろ、後の「蚊見（髪）」にかかり、「緑の黒髪」といった髪の形容なのではなからうか。

また、西本願寺本では「小兒」という表記を持つ二九四二番歌の訓を、平安期書写本から順にたどってみると、

【平安期書写本】

吾兄子余戀跡二四有四少兒之後夜哭乎／爲乍宿不勝苦者

わかせこにこふとにしあらしみとりこのよのなきをしつ、
いねかてらくは
(十二・二九四二・元暦校本)

吾兄子余戀欲二四有^四小兒之夜哭乎為乍宿不騰苦者

わかせこにこふとにしあらしみとりこのよのなきをしつ、

【以下欠落】(十二・二九四二・類聚古集第十一・人倫・子^{付乳母})

【鎌倉期書写本】

(子)

十二 吾兄子余戀跡二四有^四少兒之夜哭乎為乍宿不勝苦者^ハ

吾兄子余戀跡二四有^四小兒之夜哭乎為乍宿不勝苦者^ハ

吾兄子余戀跡二四有^四小兒之夜哭乎為乍宿不勝苦者^ハ

(卷十二・二九四二・古葉略類聚鈔)

となつている。つまり、平安期から二九四二番は「みどり子」の歌

と解されている。しかし、拙稿で、

「小兒」の「小」の字(元暦校本、少)は、大宝の戸籍帳では「緑
兒」、「緑女」とは異なる年齢層の人間を指すことから、聊か疑

念が残る訓となつているが、平安期書写本『万葉集』ではす
でに「みとりこ」という平仮名別提訓が附されている。しかし、「小
兒」を「ミトリコ」と訓む例は他にない。

と述べたように、西本願寺本では「小兒」と原文表記される
二九四二番歌が、本来「みどり子」の歌として詠まれたとは認め
たい。

「若子」(四五八、四六七)という原文表記であるが、現存する古
写本を確認すると、平安期書写本と鎌倉期書写本では訓が変わって
いることがわかる。

【平安期書写本】

(天平三年辛未秋七月大納言大伴卿薨時哥六首

資人金明軍不勝犬馬之慕心中感緒作歌)

三 若子乃匍匐多毛登保里朝夕哭耳曾吾泣君無二四天

わかきこのは、ふたもとほりあさゆふになきそわかなくきみ
なしにして (卷三・四五八・類聚古集第十四・挽歌・主君)

【鎌倉期書写本】

(主君)

天平三年辛未秋七月大納言大伴卿薨時六首中五首)

三 若子乃匍匐多毛登保里朝夕哭耳曾吾泣君無二四天

右五首資人余明軍不勝犬馬之慕心中感緒作哥

(卷三・四五八・古葉略類聚鈔)

(天平三年辛未秋七月大納言大伴卿薨之時調六首)
若子乃匍匐多毛登保里朝夕哭耳曾吾泣君無二四天

右五首資人金明軍不勝犬馬之慕一心中感緒作調

(卷三・四五八・西本願寺本)

(天平三年辛未秋七月大納言大伴卿薨之時六首中五首)
若子乃匍匐多毛登保里朝夕哭耳曾吾泣君無二四天

右五首資人余明軍不勝大勝犬。慕心中感緒作詞

(卷三・四五八・紀州本)

【平安期書写本】

又家持作反三首長云音聲前

三 時者霜何時毛將有乎情哀伊去吾妹可ノ若子乎置而

ときはしもいつもあらむをこゝろうく／いぬるわかいもかわか
きこをおきて (卷三・四六七・類聚古集第十四・挽歌・妻)

【鎌倉期書写本】

又家持作哥一首略之 并短哥三首

三 時者霜何時毛將有乎情哀伊去吾妹可若子乎置而

(卷三・四六七・古葉略類聚鈔)

反歌

時者霜何トキハシモイ・時毛將ツモアラレ有乎情ムコロイ哀伊去吾妹可若子乎置而コヲラキテ

(卷三・四六七・西本願寺本)

反詞

時者霜何時毛將トキハシモイツモアラ者乎情ムコロイ哀伊去吾妹可若乎置而コヲラキテ

(卷三・四六七・紀州本)

四五八番、四六七番歌の「若」という原文に対し、鎌倉初期写とされる『古葉略類聚鈔』までの古写本では「わかき」¹⁴「ワカキ」という訓が附されている。対して、西本願寺本では藍筆で「ミトリ」と訓が傍書されている。西本願寺本巻一に置かれる文永三年の奥書

には、筆の色について以下のように記されている。

古次兩點詞者撰其秀逸同以墨點之次雖有古次兩點而爲心詞參差
句者以紺青點之所謂不勘古語之點并手余乎波之字相違等皆以紺
青令點直之也是則先顯有古次兩點亦示偏非新點也次新點詞并訓
中補闕之句又雖爲一字而漏古點之字以朱點之偏是爲自身所見點
之

傍線部を書き下すならば「次に古・次兩点有り」と雖も、心詞參差
たる句は、紺青を以て之を点じ、所謂古語の点を勘へざる、並びに、
手尔乎波の字の相違等は、皆紺青を以て之を点じ直さしむなり。」
となる¹⁵。つまり、藍（紺青）筆は仙覚による改訓を表しており、
先に挙げた四五八番、四六七番は仙覚によって改訓され、みどり子
の歌となり、仙覚も筆の色を変えてそれを示している。

現在の研究では、仙覚の校訂方針はいまだ明らかになってはいな
い。木下正俊氏が、

仙覚の校訂作業の方法について、多少煩雑であったり前後で不
統一であったりしてももう少し多角的な観点を導入して欲し
かった、などと無い物ねだりをしたい面もあるが、まことに万
葉集の研究史上に仙覚なかりせば、と思わざるを得ない。「中
略」しかし、当面の意改に言えは、彼も亦万葉集の本文
を恣意で歪めた張本人という意味で礼賛羨望ばかりしていられ
ない¹⁶。

と仙覚の本文校訂を評している。木下氏の見解を踏まえるならば、本文だけでなく訓に関して、「歪めた」とまでは言えないものの、仙覚自身の持つ考えを反映させて改訓を行った、と言えるのである。

三、仙覚改訓の背景

ここで改訓の背景を考えてみたい。寛元二年（一二四四）には成立したと目されている『新撰和歌六帖』第二帖には、次のような歌群がある。

わかいこ¹⁷

みどりこのたぶさのなかのみち葉をあるものがほにしるもは
かなし

（八七六）

すてて行く人したふこのかたぬざり世にたちやらでねこそなか
るれ

（八七七）

世中はいとけなき子のおもきらひみじかなきにはねこそなかる
れ

（八七八）

みどり子のまだいとけなきおもきらひうときはうとくげにぞお
ぼゆる

（八七九）

一すぢにある物とのみみどりこのかがみのかげをとるがはかな
さ

（八八〇）

右の歌群では、「わかいこ」という題の五首のうち三首に「みどり子」が詠まれている。つまり、『新撰和歌六帖』の歌群に見られ

るように、鎌倉期では題に用いられた「わかいこ」と歌語「みどり子」が、乳幼児を指す呼称としても認識されていたことがわかる。「わかいこ」が歌に詠まれた例は確認されず、平安期以降の和歌において、「わかきこ」は次の『実方集』の歌にのみ見られる。

（おなじ人に）¹⁸

わかきこがはかまのまたのたえしよりそのひさかたのみえぬひ
ぞなき

（二七三）

あくまで現存する資料からとはなるが、本稿で後に挙げる『日本書紀』を除き、『実方集』の一首にしか「わかきこ」を詠む歌は確認できないことから、「わかきこ」は歌語として根づいていなかったと判断される。『新撰和歌六帖』の歌群からも、鎌倉期には、題に「わかいこ」とあっても、歌語は「みどり子」を用いるという認識があったと言えよう。

先にも述べたように、『新撰和歌六帖』の成立年は寛元二年と目されている。同時期の寛元四年（一二四六）には仙覚の手によって『万葉集』の校訂が行われたが、現在、仙覚初度の校訂本である寛元本の完全な本文は残っていない¹⁹。しかし、文永三年（一二六六）の奥書を持つ西本願寺本『万葉集』において、四五八番、四六七番の歌の「若」に藍筆で「ミトリ」と傍書されることから、仙覚によって改訓されたことは明らかである。それまで「わかきこ」、「ワカキコ」²⁰と訓まれてきた四五八番、四六七番歌の「若子」の訓を、仙

覚自身の手で「ミトリコ」に改めた。つまり、『新撰和歌六帖』の「わかいこ」の歌群に見られた意識と同様、仙覚にも「ワカキコ」は「ミトリコ」と同じ乳幼児を指す語であるという認識と、子どもを詠む場合の歌語は「ミトリコ」を用いるという意識があり、それに基づいて「ワカキコ」であった訓を「ミトリコ」と改訓したのだ、と考えられるのである。

ここで「若児」(二二〇)という原文表記と訓を確認したい。仙覚が四五八番、四六七番歌の「若子」を「ミトリコ」と改訓した理由の一つとして、二二〇番歌の「若児」を「ミトリコ」と訓むことに影響を受けたことが考えられる。

【平安期書写本】

(柿本朝臣人麻呂妻死之後泣血哀慟作歌二首 并短哥)

打蟬等念之時尔^{二云字都曾}取持而吾二人見之^出／＼／妹子之形
見尔置有若児之乞泣每取與物之無者鳥^{／＼}／

(卷二・二二〇・金澤本)

(柿本朝臣人麻呂妻死之後泣面哀慟作歌二首 ^{有短}卅字也 ^{歌首})

又一首 ^{有短哥} 首

二 打蟬等・念之時尔^{二云字都曾}取持而・吾二人見之・^出／＼／
／尔・置有・若児之・乞泣每・取與・物之無者・鳥穗自物
腋挟^{ワカキミ}／＼ (卷二・二二〇・類聚古集第十九・挽歌・妻妾)

【鎌倉期書写本】

(柿本朝臣人麻呂妻死之後泣血哀慟作歌二首 并短哥)

●打蟬等^{ウツセミト}・念之時尔^{オモヒシトキニ}・^{【割書】}一云字都曾臣等^{一ウツツソツミトオモヒシノ}念之^念之^ノ
取持而^{トリモチテ}・吾二人^{ワカフタリ}・見之^{ミシ}・^{／＼}／鹿齒^{カハ}・吾妹子之^{ワキモコカ}・形見尔置^{カタミニヨラフ}
有^有・若児^{ワカキコ}・乞泣每^{コヒナクニ}・取與^{トリユ}・物之無者^{モノシナクレハ}・鳥穗自物^{トリホシモノ}・腋^{ハミミチ}
挟持^{ハサミチテ}・吾妹子与^{ワカキコト}・二人吾宿之^{フタリワカネシ}・^{／＼}／

(卷二・二二〇・西本願寺本)

(柿本朝臣人麻呂妻死之後泣血哀慟作歌二首 并短哥)

●打蟬等^{ウツセミト}・念之時尔^{オモヒシトキニ}・^{【割書】}一云字都曾臣等^{一ウツツソツミトオモヒシノ}念之^念之^ノ
取持而^{トリモチテ}・吾二人^{ワカフタリ}・見之^{ミシ}・^{／＼}／有^有・若児^{ワカキコ}乃乞泣每^{ミトリノコヒナクニ}・取與^{トリユ}・物之無^{モノシナク}
者^者・鳥穗自物^{トリホシモノ}・^{／＼}／ (卷二・二二〇・紀州本)

周知のように、平安期書写本では、長歌に平仮名別提訓は附されていない。広瀬本『万葉集』は江戸時代の写本ではあるが、定家筆本の写しと言われ、同本では二二〇番歌の「若児」に「ミトリコ」と片仮名傍訓が附されている。これが定家本の忠実な書写とするならば、鎌倉期になって二二〇番に訓が附され、「ミトリコ」の歌となった、と言える。西本願寺本でも墨筆で訓が記されていることから、仙覚によって附された訓ではないことがわかる。つまり、仙覚は、二二〇番「若児」の訓も考慮に入れて、「若子」を「ミトリコ」と改訓した、とは考えられるのである。けれども、西本願寺本における「若児」「若子」を除き、『万葉集』中に「若」を「みどり」と訓む例は他になく、認めがたい訓である。

四、『万葉集』における「若子」と訓

ここで、『万葉集』中の「若子」という表記に再度目を向けたい。

現代の研究では、仙覚によって校訂された西本願寺本『万葉集』に依拠し、原文表記が「若子」である四五八番、四六七番歌も含め、「みどり子」は九例とされていることはすでに述べた。しかし、西本願寺本の中には「若子」に「ワカコ」と訓を附している例もある。

〔皮為酢寸久米能若子我伊座家留〕云三穗乃石／室者雖見不飽鴨【割書】一云安礼余家留可毛

(卷三・三〇七・西本願寺本)

見津見津四久米能若子我伊觸家武磯之草根乃干／卷惜袋

(卷三・四三三・西本願寺本)

開 木代来背若子・欲云余・相狭丸・吾欲云開 木

代来背 〔再掲〕卷十一・二二六二・西本願寺本

緑子之・若子蚊見庭・垂乳為・母所懐

(再掲) 卷十六・三七九一・西本願寺本

右に見られるように、仙覚改訓後の『万葉集』では、三七九一番歌「緑子」を「みどり子」とする場合、四五八番、四六七番歌で「ミトリコ」とも訓まれる原文表記「若子」が同時に用いられていることとなる。このことに鑑みても、三七九一番の初句は、先述のよう

に本来は「みどり子」の意ではなかったのではないかと考える。加えて、三九六二番では、借音表記で「和可伎児等毛」が詠まれている。

忽沈狂疾殆臨泉路仍作歌詞以申悲緒一首 并短調

大王能・麻氣能麻余とこ・大・夫之・情布里於許之・安
奈・氣可須良牟曾・伊母毛勢母・和可伎児等毛婆・乎知
許知余・佐和吉奈久良牟・多麻保己能・美知乎多騰

(右天平十九年春二月廿日越中國之館臥病悲傷聊作此調)

(卷十七・三九六二・西本願寺本)

右の長歌では、家の中で「佐和吉奈久(騒ぎ泣く)」子どもが詠まれている。この歌の訓は朱筆で書かれることから、仙覚自身が附した新点であることがわかる。つまり、仙覚自身の手で「ワカキコトモ」と訓を施し、「ワカキコ」を万葉語として認定しながら、一方では四五八番、四六七番歌「若子」の訓を「ミトリコ」に改めているのである。

ここで、「ワカコ」、「ワカキコ」という二通りの訓みについて考えてみたい。仙覚が音数に関していかなる考えを持っていたのかは奥書には記されていないが、先に挙げた西本願寺本『万葉集』卷三、四三五番の「久米能若子我」の横には、音数を示していると思われる朱点が記されている。

久米能 若子 我

また、『万葉集』には「若子」という表記ではなく「和久胡」と詠む東歌も収められている。

都武賀野余須受我於等伎許由可牟思太能等能乃奈可知師登
我里須良思母

或本歌曰 美都我野余 又曰 和久胡思

(巻十四・三四三八・西本願寺本)

伊祢都氣波可加流安我手乎許余比毛可等能乃和久胡我等里弓
奈氣可武

(巻十四・三四五九・西本願寺本)

古くは下河辺長流の『萬葉集管見』にも三四三八番歌の「わく子は、若子也」とあるように、現在でも「和久胡」は「若子」と同じ意で詠まれていると目されている。

これまで見てきた『万葉集』中の「ワカコ」、「ワクコ」を抜き出してみると、「久米能若子」(三〇七、四三五)、「来昔若子」(二二六二)、「等能乃奈可知(或本歌、和久胡)」(三四三八)、「等能乃和久胡」(三四五九)のように「〇〇ノ」という特定の形に接続する場合には、音数の関係から「ワカキコ」ではなく「ワカコ」もしくは「ワクコ」と訓まれる、という規則性を見出せる。この規則性に基づいて考えるならば、三七九一番の冒頭は「〇〇ノ」の形を取っていることから、「若子」は「ワカコ」と訓まれ、二二〇番

の「若児」は「〇〇ノ」という形ではないため「ワカキコ」と訓む可能性も考慮すべきである。同じく「〇〇ノ」という形を取らない三九六二番は「ワカキコ」と借音表記で記されている。そして、同様に四五八、四六七番歌も「〇〇ノ」という形ではないことから「ワカキコ」と訓む可能性も存するのである。

また、先に『実方集』の用例を掲げた「わかきこ」であるが、上代には歌に詠まれた例は存在する。『日本書紀』斉明四年(六五八)の記事を以下に引用する。²³⁾

五月に、皇孫建王、年八歳にして薨せましぬ。今城谷の上に殯を起てて収む。天皇、本より皇孫の有順なるを以ちて器重めたまふ。故、哀に忍びず傷働ひたまふこと極めて甚し。群臣に詔して曰はく、「万歳千秋の後に、要す朕が陵に合薨れ」とのたまふ。廼ち作歌して曰はく、

今城なる 小丘が上に 雲だにも 著くし立たば 何か嘆かむ 其の一
射い鹿猪を 認ぐ川上の 若草の 若くありきと 吾が思はなくに(伊喻之々乎 都那遇舸播杯能 倭柯矩姿能 倭柯俱阿利岐騰 阿我謨姿儺俱爾) 其の二
飛鳥川 漲らひつつ 行く水の 間も無くも 思ほゆるかも 其の三
とのたまふ。天皇、時々(ときとき)に唱ひたまひて悲哭したまふ。(中略)

冬十月の庚戌の朔にして甲子に、紀温湯に幸す。天皇、皇孫建王を憶ほしいでて、槍爾み悲泣びたまひ、乃ち口号して曰はく、

山越えて 海渡るとも おもしろき 今城の内は 忘らゆ

ましじ 其の一

水門の 潮のくんだり 海くんだり 後も暗に 置きてか行

かむ 其の二

愛しき 吾が若き子を 置きてか行かむ(千都俱之枳 阿

餓倭柯枳古弘 飢岐底柯庚柯武) 其の三

とのたまひ、秦大蔵造万里に詔して曰はく、「斯の歌を伝へて、世に忘れしむること勿れ」とのたまふ。

右の引用からわかるように、斉明天皇は、八歳で夭逝した建王を「倭柯枳古(若き子)」と詠む。借音表記で書かれていることから訓に揺らぎはない。また、「若草」「若くありき」と、八歳の建王を詠む際に、「若し」という形容詞を用いている。このように、後には根づかなかったものの、「若き子」を詠む例が上代には存するのである。

以上の用例と考察から、四五八、四六七番の「ワカキコ」という訓は、「ミトリコ」と改める必要のなかった訓であったことが知られる。仙覚の校訂を経たことで「みどり子」の用例数は『万葉集』中「九例」となったが、本来四五八、四六七番は「みどり子」を詠

む歌ではなかった。よって、「九例」として『万葉集』内部における「みどり子」の語義や年齢を検討するのは誤りであると言えよう。

また、四五八番歌を用例として「みどりこの」という上代の枕詞があるとして立項している辞典類を冒頭に引用したが、この四五八番歌の「若子」は、何度も述べたように、仙覚が改訂して「ミトリコ」という訓みになったのであり、この歌を根拠に「みどりこの」という枕詞が上代にあった、とは言えないのである。²⁾

五、おわりに

本稿での考察から、『万葉集』中に「みどり子」が九例あるとする通説は見直されるべきであることが明らかである。稿者は「若児」「若子」「緑児」「緑子」「小児」「弥騰里児」の六通りの表記のうち、本来「みどり子」を意味していたのは「緑児」(二二三、四八一、二九二五、「弥騰里児」(四一一二)の二通り、四例である)と考える。

すでに述べたように、『万葉集』中の「みどり子」を九例とする説では、上代においては「みどり子」と訓まれていなかったと考えられる四五八、四六七番歌も考察に含めてしまっている。また、西本願寺本を底本として翻刻・校訂されたテキストでは、原本の筆の色などには言及されていない。しかし、仙覚は、その筆の色をもって、改訓や、自身の見解を反映させて附した新点を示しているので

ある。ところが、その筆の色の別を明記しないテキストを用いてしまつと、上代からの訓みなのか、後に改まったものなのかを区別できなくなってしまう。このことに鑑みても、少なくとも語義を検討する際は『万葉集』の古伝本にあたらなければならぬと言えよう。

仙覚が「若子」を「ミトリコ」と改訓した背景には、歌語「みどり子」の変遷も関係していると考えられる。上代から鎌倉期までの歌語「みどり子」の変遷については別稿を用意して詳しく述べたい。

【注】

- (1) 伊藤延子氏「泣血哀慟歌〈緑児〉の文芸性」(『日本文学論究』第五六号、一九九七年三月)。同じ見解が、同氏『柿本人麻呂研究 別離の主題』(創英社、二〇〇八年)でも述べられている。
- (2) 澤田早代氏『万葉集』における色彩相と表現―主として「緑」と「瑞祥」との関連表現について―(『大谷女子大國文』第三号、一九九三年三月)。
- (3) 本稿における『万葉集』以外の歌集の引用は『新編国歌大観 CD-ROM 版 ver.2』に依拠した。
- (4) 西丸妙子氏『私家集全釈叢書9 檜垣媼集全釈』(風間書房、一九九〇年、一四―一五頁。同書で西丸氏は、
- 契りを交わしていた女が亡くなってしまった人が、(その女は)幼い子を何人も生んでいて、(亡くなって)一三年ほど経った頃に、その(子供達の)父は近い親戚筋の人であったので、(子供達を)みな連れて来て、しみじみと話しこんで涙を流したのであなただけ幼い子供達の髪を撫でて慈しむそのたびごとに、やはりいつまでも変らず、その子たちの母が恋しいことでしょうね。

と通釈を附している。西丸氏は「契りを交わしていた女が亡くなってしまった人が」、つまり男が、の意とする。対して稿者は「かたはひし人のうせにしが」の「の」は同格とし、「(詠者が)親しくしていた女で、亡くなった女が、幼い子どもをたくさん産み残して(亡くなり)一三年ほど経ったときに」と訳したい。

- (5) 久保田淳氏、馬場あき子氏編『歌ことば歌枕大辞典』(角川書店、一九九九年) 八三九頁。
- (6) 上代語辞典編集委員会編『時代別国語大辞典 上代編』(三省堂、一九六七年) 七一頁。
- (7) 中村幸彦氏、岡見正雄氏、阪倉篤義氏編『角川古語大辞典』第五卷(角川書店、一九九九年) 五一―六頁。
- (8) 日本国語大辞典第二版編集委員会、小学館国語辞典編集部編『日本国語大辞典』(第二版)第二卷(小学館、二〇〇一年) 七七―二頁。
- (9) 書写年代については坂本信幸氏、毛利正守氏編『万葉事始』(和泉書院、二〇一二年) 八二―八五頁「万葉集の諸本」を参照し大別した。二十帖揃いの古伝本には開い線を施した。
- (10) 本稿で挙げた万葉歌の引用に使用した影印本及び複製を左に挙げる。引用にあたって底本の改行箇所を「/」で、省略を「…」で表した。題詞はすべて四字下げて示した。
- ・金澤本：『復刻日本古典文学館 万葉集 金澤本』(日本古典文学刊行会、一九七三年)
 - ・尼崎本：『尼崎本 万葉集』(貴重図書影本刊行会、一九三二年)
 - ・元暦校本：『e国宝』(<http://www.kanusan.jp/>)
 - ・類聚古集：『龍谷大学仏教文化研究所編『龍谷大学善本叢書20 類聚古集 影印・翻刻篇』全二卷(思文閣出版、二〇〇〇年)』『類聚古集』中の巻数と部立も示した。

・古葉略類聚鈔・佐佐木信綱氏編輯兼発行『古葉略類聚鈔』の複製（精芸出版合資会社印刷、一九二三年）

・西本願寺本・佐佐木信綱氏、武田祐吉氏編纂の西本願寺本『万葉集』の複製（竹柏会発行、一九三三年）、石川晴彦氏発行『西本願寺本萬葉集複製』（主婦の友社、一九八四年）をあわせて参照した。前者はその月報第一の凡例一頁に、

紺青は褪色して読み難くなつたので、その上に後人が補筆を加へたものが多い。その補筆は紺青もあるが、大抵は朱又は墨である。今辿られる限は、なるべくこれを紺青に復して印行した。

とあるように、藍筆を復元している。後者は、現存する西本願寺本『万葉集』の原寸大かつ褪色や補筆もそのまま表されている。後者によると、四五八番歌は褐色の筆の上に朱で「ミトリ」と重書、四六七番歌は褐色の筆の上に墨で「イユクワキモカミトリコヲ」と重書されている。佐佐木信綱氏編輯代表『校本萬葉集』三（岩波書店、一九三二年）で、四五八番、四六七番歌の褐色の筆はともに「モト青」とされていること、佐佐木信綱氏、武田祐吉氏編纂の西本願寺本『万葉集』の複製で「紺青に復して印行」されていることに従い、藍筆訓と判断した。

特記がない限り「●」、「・」、「ー」、返り点は朱筆である。また、ゴシック体になっている字とその傍訓は藍筆訓、網掛けになっている字とその傍訓は朱筆訓であることを示している。

・紀州本…後藤幸三氏発行の紀州本『万葉集』の複製（後藤安報恩会発行、一九四一年）

(11) 異本に「子」を記す本文があることが傍書に示されている。小島憲之氏『類聚古集考』（『国語国文』第九卷第一号、一九三九年一月）に、
中山本〔稿者注・現在龍谷大学蔵〕の校異に見える他本、或本、異本、イ本、イ等の名に依り別冊を参照し、イ等もイ本と見做す、又古来風體抄に

あつたかと申もの、部類して四季たてたる萬葉集あまた人のも
にもちたる本也

とみえるに依つて知られる如く、類聚古集は中山本以外に猶多くの諸本を存し、作歌の典故として平安朝歌壇に大いに重要視せられた。とある。『類聚古集』の「録之」の傍書「子イ」は、藤原敦隆による類聚本の成立後、享受されていく過程で記された異本との校合の跡とみる。しかし、本稿では「録之」という本文の表記を主としたい。

(12) 拙稿『みとりこ』の解釈に関する一試案―武田祐吉氏「見取り児」説の再検討―（『古代中世国文学』第二十六号、二〇一六年三月）。この中でも西本願寺本の翻刻を示し、「若子」の訓の問題に触れている。

(13) 遠藤嘉基氏は、『萬葉集』にあらはれてゐる「緑兒」「若兒」についての疑問（『奈良文化』第三〇号、一九三六年六月）で、

靈異記には小子といふのは屢々出てをり小_キ子とあるのはあるが、果してワカキとよんでゐたか否かたしかでない。先學の御高示をうれば幸甚である。これがワカキとよめれば、

吾兄子に戀ふとにしあらし小兒の夜なきをしついでなく
は（卷十二・2942）

の訓も意味もはっきりとしてこよう。

と述べている。また、伊原昭氏「万葉の緑兒―当時の戸籍から考える―」（『増補版 万葉の色―その背景をさぐる―』笠間書院、二〇一〇年）一五〇頁に、大宝の戸籍における「緑兒」を含めた各呼称とその年齢の幅を一覧にした表が提示されている。大宝の戸籍に鑑みて、「小（少）兒」は「緑兒」、「みどり子」とは異なる年齢層の人間を指している」と稿者は考える。

(14) 「き」の横の「な」及び「ひ」という傍書は朱筆である。『類聚古集』の朱筆について、小島憲之氏は「萬葉集古寫本に於ける校合書入考―仙

覺本にあらざる諸本を中心として」(『国語国文』第十一卷第五号、

一九四一年五月)で、朱筆を一旦類聚が行はれた以後に書入した事は明白、「朱は仙覺本以外の次點本系統別をもつて校合書入したとみるべき」としている。本稿では平仮名別提調の本文「わかきこ」に主眼を置きたい。

(15) 李家正文氏、島正三氏編『日本古典全書 萬葉集』第一卷(朝日新聞社、一九四七年)を参考に、私に書き下した。

(16) 木下正俊氏『万葉集論考』(臨川書店、二〇〇〇年)所収「仙覺及び彼以後の意改」二六三―二六四頁。

(17) 「わかきこ」の歌群の前には「うなぬ」という題の歌群が置かれていることから、発達段階の異なる子どもを詠む歌群が連続していることがわかる。「わかきこ」は「わかきこ」のイ音便化と見る。しかし、題に音便化が見られるのか、という疑問も生じる。佐藤恒雄氏『新撰六帖題和歌』の諸本について(『中世文学研究』第五号、一九七九年七月)に「三類本(抜書復元本)」とされる、智仁親王筆の書陵部藏本(五一〇・三〇)と「四類本(流布本)」に分類される『続々群書類従』第十四巻では「わかきこ」とある。佐藤恒雄氏の先掲論には『新撰和歌六帖』の諸本三十一本が挙げられており、それらの異同を確認することを課題としたい。

(18) 二七一番歌詞書中の「弁のきみ」を指す。

(19) 神宮文庫本『万葉集』の本文は寛元本系統とされるが、室町時代の書写であり、完全な寛元本の本文を残していない。『校本萬葉集』一(岩波書店、一九三二年)首巻巻上二六〇―二六一頁でも、神宮文庫本は「仙覺の寛元本の純粋ならざる」一伝本」とされている。

(20) 『類聚古集』における四五八番歌の傍書によれば「君子」が「わかきこ」と訓まれる可能性も存する。

(21) 「乃」の横に「ノ」と墨書されている。

(22) 武田祐吉氏校訂、橋本進吉氏解説『万葉集叢書第六輯 萬葉集管見』(古

今書院、一九二五年)二二五頁。

(23) 小島憲之氏、直木孝次郎氏、西宮一民氏、藏中進氏、毛利正守氏校注・訳『新編日本古典文学全集4 日本書紀③』(小学館、一九九八年)二二二―二二六頁を参照し、原文が必要と思われる箇所は括弧書きにして示した。

(24) 冒頭に引用した辞典類の他に、阿部萬蔵氏、阿部猛氏編『改訂版 枕詞辞典』(同成社、二〇一二年)にも、

みどりこの

「はいたもとほり・よなき・たつ」にかかる。(例)「君子乃」↓「侘多毛登保里」(万葉四五八)「小兒之」↓「夜哭」(万葉二九四二)〔中略〕「みどりこ」が這い廻るようにの意で「這いたもとほり」にかかる。

〔後略〕

とある。右の記述は、「君子」という原文の四五八番歌のほかに「小兒」という原文表記の二九四二番歌も用例として挙げていることから、再考されるべきである。ただし、弘仁年間(八一〇―八二四)に成立したとされる『日本国現報善惡靈異記』上巻「嬰兒驚所擒他国得逢父縁第九」末には、「嬰兒」に対し「三止利古」という訓釈が示されている。この「嬰兒」という表記は、万葉歌四五八番とあわせて辞典類に引用される『続日本後紀』卷第十九の長歌に詠まれる「嬰兒」と共通しており、『続日本後紀』の「嬰兒」が「みどりこ」を指すと認識されていた可能性までは否定できない。

〔附記〕

本稿は、平成二八年度広島大学国語国文学会研究集会(二〇一六年七月九日)での口頭発表の一部をもとに成稿としたものである。席上でご指導賜りました先生方に厚く御礼申し上げます。

—きくもと・れい、広島大学大学院文学研究科博士課程後期在学—